

北陸新幹線沿線「獅子舞・グルメ大集合」実施計画書策定業務委託に係る仕様書

1 業務名

北陸新幹線沿線「獅子舞・グルメ大集合」実施計画書策定業務

2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 事業概要

- (1) 事業名 北陸新幹線沿線「獅子舞・グルメ大集合」
- (2) 開催目的 北陸新幹線沿線「獅子舞・グルメ大集合」事業（以下「本事業」という。）は、令和5年秋に本県で開催される「いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）」において、令和6年春の北陸新幹線県内全線開業を見据え、北陸新幹線沿線県（以下「沿線県」という。）及び沿線駅の市町（以下「市町」という。）から招聘する獅子舞（伝統芸能）の共演や各県のグルメ（食文化）が堪能できるイベントを実施し、県内外における文化の交流や文化の継承・発展に繋げることを目的とする。
- (3) 開催日 令和5年11月18日（土）、19日（日）
【設営：11月16日（木）、17日（金）】
- (4) 開催時間 10時00分～16時00分（予定）
- (5) 会場 こまつドーム 〒923-0344 石川県小松市林町ほ5番

4 業務内容

業務内容は、次に掲げる(1)から(3)とする。なお、令和5年度本事業の実実施計画書（以下「実施計画書」という。）は以下の点を念頭において作成すること。

- ・本事業の開催目的に沿った企画提案を行うこと。
- ・会場の使用条件等に合致した企画提案を行うこと。
- ・受託者は関係者と十分な協議・調整を行ったうえで実施計画書を作成すること。
- ・障害者に配慮した計画とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した内容とすること。

(1) 令和5年度本事業の企画提案

下記のことについて、できる限り具体的な内容で提案し、イベントへの誘客、会場内の回遊性、来場者が楽しむことを考慮した提案を前提とすること。

① 全体コンセプト

本事業の設えや企画などについてのコンセプトとターゲット

② 集客に向けた企画提案

- ア 北陸新幹線県内全線開業を見据え、沿線県（市町）を意識した設えや企画
- イ 会期後半の目玉事業として集客が期待できるステージ企画
- ウ 会場内の回遊性を促す工夫など来場者が長時間滞在できる企画や取組

③ 獅子舞の共演に係る企画提案

ア 沿線県（市町）の地域によって異なる様々な獅子舞を会場内で披露するため

の効果的な見せ方

イ 沿線県（市町）の獅子舞を楽しみながら学んだり体験できる企画

④ 沿線県（市町）のご当地の食を集めたグルメイベントに係る企画提案

ア グルメイベントを実施するための集客が期待できるテーマ設定とその候補となる店舗の具体例

イ ご当地のお土産や名産品・名物など物販ブースの提案とその候補となる店舗の具体例

ウ 沿線県（市町）から集める出店者の選定方法（具体的な基準など）

(2) 実施計画書の作成

上記(1)に基づき、委託者と内容を協議・調整のうえ、実施計画書を作成すること。実施計画書には、下記の内容を記載すること。

① 会場レイアウト

次の点に配慮し、会場レイアウト設計（屋内外）を行い、配置図を作成すること。

ア 会場内人員（来場者、出演者（獅子舞・ステージ）、出展者、その他関係者）及び会場周辺通行者・車両等の安全確保

イ 会場内における来場者の動線

ウ 獅子舞出演者及びステージイベント出演者等の控え室並びに動線

エ ステージ位置、獅子舞の演舞場所、体験及び飲食・物販ブース等の配置

オ 会場内及び会場周辺における会場装飾（誘導サイン含む）のデザイン

カ 会場運営に必要な仮設物や設備（電源、音響等）等の配置

キ 来場者の飲食スペース、休憩スペース等の確保

ク 来場者、出店者が不快にならないように配慮すること。

・トイレや手洗い場、授乳室の場所の表示の設置

・出入口付近に設置するブースへの配慮

② 実施運営体制

実施運営体制には、次に掲げる計画を提案し、作成すること。

ア 人員配置計画

円滑に運営できる運営スタッフ（実施本部員、ボランティア及び運営業務請負者）の人員配置計画及び配置人員間の連絡体制等の提案を行うこと。

イ 会場警備計画

駐車場の車両誘導員を含めた会場の警備計画及び配置人員間の連絡体制等の提案を行うこと。

ウ 防災計画

緊急時（荒天、災害、傷病者等）対応など防災計画の提案を行うこと。

エ 輸送・駐車場計画

一般来場者及び運営関係者（出演者及び出店者を含む）の駐車場並びに一般来場者の輸送方法などの輸送・駐車場計画の提案を行うこと。

オ 設営・撤去計画

会場設営から撤去までに係る人員やスケジュールなどの設営・撤去計画の

提案を行うこと。

カ 合理的配慮計画

障害のある人の特性に応じた情報保障を提供する等の来場者等に対する合理的配慮計画の提案を行うこと。

③ 広報・来場者促進策

集客に繋がる効果的な広報媒体、ターゲット、広報スケジュール、その他来場促進策を記載すること。

④ 準備スケジュール

開催当日までの準備スケジュール計画を作成すること。また、開催当日までの業務に係る実施体制を記載した組織図（責任者、人員配置）、実行委員会と受託者の業務分担を記載すること。

⑤ 実施スケジュール

開催日における会場運営スケジュール計画及びステージ運営スケジュール計画を記載すること。

※ステージ運営スケジュールは、オープニング、獅子舞演舞、上記(1)で企画提案する内容を含めて記載すること。

⑥ 実施経費（令和5年度）

実施経費には、沿線県（市町）の獅子舞の選定及び招聘並びに謝金等の経費を除く、本事業実施年度（令和5年度）における実施経費を細目別に積算し、整理して提出すること。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

なお、実施経費には、本事業の実施にかかる直接人件費、直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場設営・撤去費等）、一般管理費などの企画・運営、実施にかかる全ての経費を含めること。

ただし、令和5年度の実施経費の設定金額は、10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

※上記限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。

※経費の積算には会場の使用条件に沿って養生費等の必要経費を含めること。

⑦ その他、実施計画の作成に当たり、委託者が指示する事項

※本事業の実施に付帯する業務として、一般来場者からの問い合わせ対応及び救護所の設置・撤去並びに会場内のごみ処理や清掃・廃棄物の処理などについても実施計画に含めること。

(3) その他留意事項

① 業務内容に含まれていない内容であっても、自社（共同企業体）の強みがあれば提案し、記述すること。

② 沿線県（市町）の獅子舞の選定及び招聘等については、委託者が行うため、上記(1)で提案する企画内容の実施に向け、委託者と受託者が連携し、必要に

応じて受託者は委託者に資料等を提供するなどの協力を行うこと。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者が提供する「いしかわ百万石文化祭2023」の「基本構想」及び「実施計画」の内容を尊重し、可能な限り業務に反映すること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに必要に応じて出席すること。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (6) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

5 成果物の納品

以下を納品すること。

- (1) 成果物
 - ① 業務完了報告書 1部（日本工業規格A4判縦）
 - ② 実施計画書 10部
（日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする）
 - ③ 実施計画書のデータを記録した電子データDVD-R 各1枚
 - ④ 所要経費の見積（A4・様式任意） 1式
- (2) 納品場所
いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局
（石川県県民文化スポーツ部 いしかわ百万石文化祭推進室）
- (3) 納期
令和5年3月31日（金）まで
※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

6 付記事項

(1) 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

7 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

(3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

9 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。